

議 第 11 号

一 時 借 入 金 に つ い て

令和4年度 一般会計及び特別会計 予算内の支出に充当するため、下記のとおり一時借入することができるものとする。

記

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 1. 借入金限度額 | 金100,000千円以内(最高現在高限度額) |
| 2. 借入利率 | 年利2%以内 |
| 3. 借入先 | 区域内各農業協同組合 |
| 4. 借入時期 | 年度内において歳計現金に不足を生じたとき、必要に応じ随時借入 |
| 5. 償還時期 | 年度内において随時償還 |
| 6. 償還財源 | 賦課金、その他 |

令和4年3月16日 提 出

刈谷田川土地改良区
理事長 河村 則 夫